

戸田市産業立地推進事業補助金制度のご案内

～企業の皆さまの本市への進出を支援します～

本補助金は、市内に新たに立地する企業等に対し、立地に際して要する経費の一部を補助する制度です。

1 募集期間

令和7年4月1日（火）～ 予算額の範囲内で先着順

申請をご検討の際はお早めに経済戦略室までお問い合わせください。

2 補助対象者、補助対象事業、補助金額、補助対象期間

※前年度に申請すべきだった案件については補助期間を1年短くした取扱いとなります。

(1) 工業立地推進事業

日本標準産業分類における、大分類「製造業」を市内で営んでいるか又は、新たに営もうとする事業者で、市税を完納している方が対象です。（工業地域及び準工業地域にあっては100平方メートル以上、それ以外の地域にあっては、1,000平方メートル以上の施設が対象となります。）



補助対象事業者	対象事業	補助金額	対象期間
①工場等を立地し自ら事業を行う者	工場等の 新設及び 増設 ※1	工場等の立地に係る建物及び土地（補助対象となる建物以外に、既に工場等が立地されている土地を除く。）の固定資産税及び都市計画税の課税相当額の2分の1の額（1申請につき上限300万円）	3年間
②工場等主と工場等の賃借契約を工業地域等で新たに締結し自ら事業を行う者で、工場等主と借主（法人にあってはその代表者）が配偶者及び3親等以内でない者	工場等の 賃借 ※2	工場等の立地に係る建物及び土地（補助対象となる建物以外に、既に工場等が立地されている土地を除く。）の賃料の2分の1の額（月額10万円以内。1申請につき上限120万円）	2年間
③工業地域等で事業を営む者で、新たに事業に供する設備を自ら導入した者	設備投資 ※3	工場等に新たに取得額1,000万円以上の設備を導入したときに課せられる固定資産税の課税相当額の2分の1の額（1申請につき上限50万円）	3年間
④上記①～③の補助対象事業を実施した者で、新規に従業員（既に補助の交付を受けたことがある従業員を除く）を雇用した者	雇用促進 ※4	従業員のうち、1年以上戸田市に住所を有する正社員1人につき30万円。ただし、補助対象となる従業員は、新設等に係る補助対象期間中に雇用期間が1年を経過する者に限る。	1年間

※1 原則として R6.1.2～R7.1.1 に工場家屋の登記がなされたもの（R7 年度に固定資産税等が新規課税されるもの）

※2 原則として R7 年度中に賃貸契約を開始したもの（契約から 12 カ月目の支払を R7 年度中に迎えるものも可）

※3 原則として R6.1.2～R7.1.1 に取得し償却資産として申告したもの（R7 年度に固定資産税が新規課税されるもの）

※4 補助対象事業を開始する3月前の日から当該補助対象事業に係る補助対象期間が終了する日までの期間についての雇用

【問い合わせ】戸田市役所 経済戦略室

住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1

TEL 048-441-1800（内線398） FAX 048-432-9910

H P <http://www.city.toda.saitama.jp>

(2) IT関連企業等立地推進事業

IT産業（日本標準産業分類における、大分類「情報通信業」中分類「情報サービス業」小分類「ソフトウェア業」又は中分類「インターネット付随サービス業」「小分類インターネット付随サービス業」）を市内で営み、又は新たに営もうとし、若しくはサテライトオフィス等を設置しようとする事業者で、市税を完納している方が対象です。



補助対象事業者	対象事業	補助金額	対象期間
①事業所等を立地し自ら事業を行う者	事業所等の 新設 及び増設 ※1	事業所等の立地に係る建物及び土地(補助対象となる建物以外に、既に事業所等が立地されている土地を除く。)の固定資産税及び都市計画税の課税相当額の2分の1の額(1申請につき上限300万円)	3年間
②事業所等主と事業所等の賃借契約を新たに締結し自ら事業を行う者で、事業所等主と借主(法人にあってはその代表者)が配偶者及び3親等以内でない者	事業所等の 賃借 ※2	事業所等の立地に係る建物及び土地(補助対象となる建物以外に、既に事業所等が立地されている土地を除く。)の賃料の2分の1の額(月額10万円以内。1申請につき上限120万円)	2年間
③事業所等の立地に際し、新たに設備を導入し、又は施設を改装し、自ら事業を行う者	設備投資及 び施設改装 ※3	事業所等に新たに取得した設備にかかる経費及び施設の改装にかかる経費の2分の1の額(1申請につき上限50万円)	—
④上記①～③の補助対象事業を実施した者で、新規に従業員(既に補助の交付を受けたことがある従業員を除く)を雇用した者	雇用促進 ※4	従業員のうち、1年以上戸田市に住所を有する正社員1人につき30万円。ただし、補助対象となる従業員は、新設等に係る補助対象期間中に雇用期間が1年を経過する者に限る。	1年間

※1 原則として R6.1.2～R7.1.1 に建物家屋の登記がなされたもの (R7 年度に固定資産税等が新規課税されるもの)

※2 原則として R7 年度中に賃貸契約を開始したもの(契約から 12 カ月目の支払を R7 年度中に迎えるものも可)

※3 立地した後に導入した設備及び施設の改装については対象外

※4 補助対象事業を開始する 3 月前の日から当該補助対象事業に係る補助対象期間が終了する日までの期間にわたる雇用

3 申請書類

交付申請書	指定用紙 (第 1 号様式)
補助金等交付申請額内訳調査書	指定用紙 (第 2 号様式)
事業計画書・収支予算書	指定用紙
履歴事項全部証明書	直近のもの (法務局発行) ※写しでも可
前年度決算書	既存のもの ※写しでも可
完納証明書	直近のもの (収納推進課) ※写しでも可
工場、事業所等の写真等	新設、増設に係る補助の場合のみ
賃借料を明らかにする書類	賃借に係る補助の場合のみ
償却資産申告書及び設備の写真	工場立地推進事業の設備投資に係る補助の場合のみ
設備の導入及び施設の改修の事実を明らかにする書類 (見積書、領収書、改修箇所図面等)	IT 関連企業等立地推進事業の設備投資及び施設改装に係る補助の場合のみ
従業員の雇用を証する書類	雇用に係る補助の場合のみ
税務情報閲覧同意書	新設、増設及び設備投資に係る補助の場合のみ